

制度概要

農工商等連携事業関連保証（略称：農工商連携）		
目 的	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。）に定める農工商等連携事業を実施するために必要となる資金の円滑化を図り、農工商等連携事業の促進に寄与することを目的とする。	
保証の対象 （資格要件）	法第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、かつ、中小企業信用保険法に規定する中小企業者であるもの。 (注)農事組合法人は対象とならない。(中小企業信用保険法の対象外)	
対 象 資 金	農工商等連携事業の実施のために必要となる設備資金及び運転資金 ※認定農工商等連携事業計画に基づく資金のみが対象となる。	
保証 条 件	保証限度額	12億8,000万円以内（組合等は18億8,000万円以内） 普通保証 2億円以内（組合等は4億円以内） 無担保保証 8,000万円以内 特別小口保証 2,000万円以内 新事業開拓保証 4億円以内（組合等は6億円以内） 流動資産担保保証 2億円以内 海外投資関係保証 4億円以内（組合等は6億円以内）
	保証期間	運転資金 5年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	原則として、保証金額8,000万円を超える場合は必要 ただし、流動資産担保保証は、金額に拘らず、流動資産のみを担保とする。
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 <u>なお、流動資産担保保証を利用する場合は不要。</u>
	貸付利率	金融機関所定利率
保証 料 率	基準料率	普通保証・無担保保証 年0.70% 特別小口保証 年0.80% 新事業開拓保証 年1.10% 流動資産担保保証 年0.64% 海外投資関係保証 年1.10%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、新事業開拓保証、海外投資関係保証に限る。
責 任 共 有	①普通保証、無担保保証、新事業開拓保証、海外投資関係保証は責任共有制度の対象 ・・・金融機関の選択した責任共有制度の方式による。 ②特別小口保証は責任共有制度の対象外(100%保証) ③流動資産担保保証は保証割合80%の部分保証	
申 込 添 付 書 類	①農工商等連携事業計画の認定書及び認定申請書の写し ②その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①認定を受けた中小企業者(認定申請書の別表1に記載されている「代表者」及び「共同申請者」)のみが対象となる。・・・農林漁業者及び連携参加者は対象外 ②農業改良資金制度を利用した金融機関の貸付についても、本制度の利用ができる。	
実 施 日	平成20年10月1日 創設 <u>令和 6年 3月15日 最終改正</u>	